

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 32 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第 46号）第 2 章に規定する総合政策室政策推進課、地域振興部地域企画室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、総務部総務室及び出納局</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第 2 条に規定する総務課</p> <p>キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(直接払)</p> <p>第60条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計管理者等は、第39条第 2 項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</p> <p>(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第 6 条第 1 項に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条に規定する計算書</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第 46号）第 2 章に規定する総合政策部政策推進課、地域振興部地域企画室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、総務部総務室及び出納局</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>カ 岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第 2 条に規定する職員課</p> <p>キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(直接払)</p> <p>第60条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計管理者等は、第39条第 2 項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</p> <p>(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第 1 項に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条に規定する計算書</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

<p>(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.4パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第122条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>登録社債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等登録法(昭和17年法律第11号)により登録させなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年3.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第122条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第65号。以下「整備法」という。)附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第3条の規定による廃止前の社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されている登録社債等については、この規則による改正前の会計規則第122条第3項の規定は、なおその効力を有する。